

**常滑市特産品開発支援業務委託  
公募型プロポーザル実施要領**

**令和7年5月**

**常滑市特産品開発支援業務委託プロポーザル審査委員会**

## 1 業務の目的、プロポーザル方式により受託候補者を特定する理由

### (1) 業務の目的

本市では、これまで補助金を活用して民間事業者による特産品の開発や販売促進、情報発信を支援し、市の認知度向上と地域活性化を図ってきた。しかし、多くの事業者においてマーケティング等の知識が不足しており、個別の成果は見られたものの、ヒット商品やブランドの確立には至っていないことが課題となっている。

そこで、令和7年度は、商品開発やマーケティングの有識者による伴走支援のもと、戦略的に特産品開発を推進し、常滑市の魅力を広く発信することを目的とする。

### (2) プロポーザル方式により受託候補者を特定する理由

本業務の遂行に当たっては、常滑市にはどのような地域資源があり、また地域資源の置かれた現況などを把握した上で、全国の事例などから事業者に的確にアドバイス・提案できる知見が必要となることから、価格のみの競争ではなく、常滑市への理解度やこれまでに行ってきた実績等から総合的に判断する必要があるため。

## 2 業務概要

### (1) 業務名

常滑市特産品開発支援業務委託

### (2) 業務場所

常滑市内

### (3) 業務内容

仕様書のとおり

### (4) 履行期間

契約締結日から令和8年2月27日まで

### (5) 提案限度額

3,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

## 3 実施するプロポーザル方式の型及びその理由

### (1) プロポーザル方式の型

公募型プロポーザル

## 4 受託候補者決定までのスケジュール

- |                   |                  |
|-------------------|------------------|
| (1) 実施要領のホームページ掲載 | 令和7年5月16日（金）     |
| (2) 質問の受付期限       | 令和7年5月23日（金）午後4時 |
| (3) 質問に対する回答      | 令和7年5月27日（火）     |
| (4) 参加表明書提出期限     | 令和7年5月30日（金）午後4時 |

- |                         |                   |
|-------------------------|-------------------|
| (5) 提案資格の確認通知及び提案書の提出要請 | 令和7年6月3日(火)       |
| (6) 提案書の提出期限            | 令和7年6月10日(火) 午後4時 |
| (7) プレゼンテーションによる審査      | 令和7年6月16日(月)      |
| (8) 審査結果の公表(ホームページ)     | 令和7年6月18日(水)      |

## 5 提案資格要件

本業務のプロポーザルに提案する者は次に掲げる要件を全て満たすこと。

- ① 法人格を有すること。
- ② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定に該当する者でないこと。
- ③ 参加表明書の提出期限の日から受託候補者の特定の日までの期間において、常滑市指名停止取扱要綱(平成20年4月1日施行)による指名停止の措置を受けていない者であること。
- ④ 次の申立てがされていないこと。
  - ア 破産法第18条又は第19条の規定による破産手続き開始の申立て
  - イ 会社更生法第17条に基づく更正手続き開始の申立て
  - ウ 民事再生法第21条の規定による再生手続きの申立て
- ⑤ 「常滑市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成24年3月1日付常滑市長・常滑警察署長締結)に基づく排除措置を受けていないこと。
- ⑥ 商品開発や地域ブランディング等に関する専門的知見・実績を有すること
- ⑦ 同種または類似業務の実績があること
- ⑧ 常滑市の地域特性を理解し、地域事業者との円滑な協働ができること
- ⑨ 市税等の滞納がないこと

## 6 質問の提出及び回答

### (1) 質問書の提出方法

質問がある場合は、質問書(任意様式)を常滑市魅力創造室のメールアドレス宛に電子メールにて提出すること。

件名: 常滑市特産品開発支援業務委託プロポーザル(質問)  
法人名〇〇〇

メール: miryoku@city.tokoname.lg.jp

### (2) 提出期限

令和7年5月23日(金) 午後4時まで(必着)

### (3) 質問書に対する回答

質問に対する回答は、参加表明のあった全事業者に電子メールにて回答します。なお、質問事項の内容が重複している場合は、事務局で整理

の上回答します。

※市は、質問書を受付後、確認の電子メールを送付する。

## 7 参加表明

本業務のプロポーザルへの参加を希望する者は、以下のとおり書類を提出すること。

### (1) 提出書類

- ① 参加表明書（様式1）
- ② 法人概要書（様式4）
- ③ 法人概要（会社案内やパンフレット等）

※提出書類の様式は常滑市ホームページからダウンロードすること。

### (2) 提出場所及び提出方法

持参、郵送又は電子メールで、常滑市魅力創造室に1部提出すること。

※郵送の場合は、提出期限必着とする。

※送付先は「11 担当部課及び連絡先」を参照すること。

### (3) 提出期限

令和7年5月30日（金）午後4時

## 8 提案方法

参加表明者の提案資格の確認後、選定通知書（様式2）及び提案書提出要請書（様式3）の送付を受けた者は、以下のとおり提出書類を提出すること。

### (1) 提出書類

書類名	内容
① 提案書（様式6）	鑑文、誓約書
② 事業実績 （任意様式）	類似業務の実績（ブランドコンセプト作成、ロゴ制作、パッケージ開発、販売等）
③ 企画内容 （任意様式）	ア. 目的を踏まえた常滑市の現状と課題 イ. 目標設定と目標達成に向けた方策 ウ. 仕様書の業務委託内容（1）～（4）の手法、内容、創意工夫等の具体的な提案 なお、素材はプロポーザル審査用に「いちじく」「海苔」「常滑焼」とする。 エ. 事業者の巻き込み方策
④ 実施体制 （任意様式）	事業に関わるメンバー及びメンバーの略歴、役割、体制図、進行スケジュール
⑤ 提案価格書 （様式7）	提案内容の実施に要する費用を記入し、積算根拠となる見積金額の内訳書を添付すること。
⑥ その他参考資料等 （任意様式）	会社案内、パンフレット等

※提出書類の様式は、常滑市ホームページからダウンロードすること。

## (2) 提出場所及び提出方法

持参又は郵送にて常滑市魅力創造室へ提案書（様式6）1部と提出書類6部を提出すること。

※郵送の場合は、提出期限必着とする。

※送付先は「13 担当部課及び連絡先」を参照すること。

## (3) 提出期限

令和7年6月10日（火）午後4時

## (4) 提案書の取り扱い

- ①提案書提出後の記載内容の変更は認めない。
- ②提案書の作成、提出及びプレゼンテーション等に要する費用は、提出者の負担とし、提出された提案書は返却しないものとする。
- ③提出された提案書は、受託候補者を特定する目的にのみ使用し、提出者に無断でその他の目的には使用しない。
- ④提出された提案書等は、必要に応じて複製することもあり得る。

## 9 審査方法

常滑市が設置する審査委員会において、提案書の審査を行い、受託候補者を特定する。

※提出された企画提案書に基づき、審査委員会においてプレゼンテーションを実施。プレゼンテーションの順番は、参加表明書の受付順とし、会場及び開始時間等の詳細については、別途通知する。

ただし、提案者が一者のみであった場合は、プレゼンテーションは実施せず、審査委員会による質問事項に対して書面にて回答を求める。

### (1) プレゼンテーション審査

- ① 実施日：令和7年6月16日（月）※予定
- ② 出席者：提案事業に関わる責任者及びスタッフ等3人以内
- ③ 説明時間：40分以内（説明20分、質疑20分）
- ④ その他：プレゼンテーションは提出した提案書のみで行うこととし追加資料等の配布は認めない。  
提出された提案書によるプレゼンテーションとするが、スクリーン等を用いてプレゼンテーションできるものとする。  
なお、プロジェクター、スクリーン、電源は常滑市が用意する。

## 10 評価方法及び評価基準

### (1) 評価方法

企画内容等の評価項目、評価の着目点、配点及び採点方法は、別表「評価項目一覧」のとおりとする。また、提案者が最低限満たすべき点数の基準は6割以上（合計点）とする。この基準を満たす者がいない場合は、再度選定等を行うものとする。

なお、提案者の数が1である場合においても審査を行う。

### (2) 受託候補者の決定方法

- ①委員は、提案書等一式及びプレゼンテーションの内容をもとに総合的に

判断し審査を行う。

- ②審査は各委員が独立して審査基準に基づき点数を付け、その合計点が最も高い提案者を受託候補者に選定する。また、次点受託候補者も特定する。
- ③前項②において合計点数が同じ場合は、別表「評価項目一覧」のうち No. 3 の点数の各委員の合計点の最も高い提案者を上位とする。
- ④前項③において No. 3 の点数が最も高い提案者が複数である場合は、No. 2 及び No. 4 の各委員の合計点数が最も高い提案者を上位とする。
- ⑤前項④において No. 2 及び No. 4 の各委員の合計点数が最も高い提案者が複数である場合は、審査委員会での合議により特定する。
- ⑥その他必要な事項は、委員長が別に定める。

### (3) 評価項目一覧

No.	評価項目・評価の着目点		配点
1	事業実績・遂行能力		20
2	企画提案	目標	20
3		事業戦略	20
4		伴走支援	10
5	実施体制		20
6	見積価格		10
合 計			100 点

### (4) その他

審査委員会は非公開とし、審査の経過や結果など審査に関する問合せには一切応じない。また、異議申立ても一切認めない。

## 11 結果の通知及び公表方法

### (1) 結果の通知

全ての提案事業者に特定（非特定）通知書（様式 8）により通知する。

なお、特定されなかった提出者は、書面によりその理由についての説明を求めることができる。

## (2) 公表方法

受託候補者の特定結果については、ホームページにて公表する。

## 12 その他留意事項

- (1) 企画提案は1事業者1提案とする。
- (2) 提出後の提案書の訂正、追加及び再提出は認めない。
- (3) 参加表明を取下げの場合は、令和7年6月9日(月)午後4時までに常滑市魅力創造室へ電子メールで連絡すること。
- (4) 提案書に記載された業務執行体制(統括責任者、担当者等)の受託後の変更は、原則認めない。
- (5) 提出書類に虚偽があったとき、提案資格を満たさないことが判明したときは、失格とする。
- (6) 電子メールの通信事故があった場合でも、常滑市は一切の責任を負わない。
- (7) プロポーザルにおいては、本業務に適した受託候補者を選定するのみであり、契約を締結するまでは市と契約関係は生じない。市は、受託候補者との間で、提案書を踏まえた協議を行なった上で、地方自治法第234条に定める随意契約の方法により契約を締結するものとする。

## 13 担当部課及び連絡先

常滑市役所 経済部魅力創造室

〒479-8610 常滑市飛香台3丁目3番地5

TEL : 0569-47-6119 (直通)

FAX : 0569-34-9784

E-mail : miryoku@city.tokoname.lg.jp